

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月
② 昭和53年4月から54年10月まで

昭和52年頃、飲食店の経営を始めたので、父親に頼んで、夫婦の国民年金加入手続をしてもらった。毎月、国民年金保険料を父親に渡し、納めてもっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和52年9月に払い出されたものとみられるところ、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦がその父親と同居する前に居住していた住所地が記載されている上、戸籍の附票から、申立人夫婦は、53年3月14日に、その父親と同じ住所地に住所を定めたことが確認できる。

このため、申立人夫婦の国民年金加入手続は、昭和52年9月に、その父親と同居を開始する前に行われたものとみられるところ、申立期間①については、1か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、あえて申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人夫婦は当時の国民年金保険料納付に直接関与していないとしており、それらを行っていたとするその父親も他界しているため、納付状況が不明である。

また、申立人夫婦は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は全てその父親に任せていたとしているものの、前述のとおり、申立人夫婦の加入手続は、その父親と同居を開始する前に行われたものとみられる上、申立人夫婦共、昭

和 52 年 9 月から、その父親と同居を開始する 53 年 3 月までの保険料（申立期間①を除く）は現年度納付されているが、一方で、その父親と同居を開始した時期と申立期間②の始期がほぼ一致しているなど、申立人夫婦の父親が、申立人夫婦の保険料を納付していたことをうかがわせる状況は見受けられない。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月
② 昭和53年4月から54年10月まで

昭和52年頃、飲食店の経営を始めたことを契機として、父親に頼み、夫婦の国民年金加入手続をしてもらった。毎月、国民年金保険料を父親に渡し、納めてもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和52年9月に払い出されたものとみられるところ、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦がその父親と同居する前に居住していた住所地が記載されている上、戸籍の附票から、申立人夫婦は、53年3月14日に、その父親と同じ住所地に住所を定めたことが確認できる。

このため、申立人夫婦の国民年金加入手続は、昭和52年9月に、その父親と同居を開始する前に行われたものとみられるところ、申立期間①については、1か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、あえて申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人夫婦は当時の国民年金保険料納付に直接関与していないとしており、それらを行っていたとするその父親も他界しているため、納付状況が不明である。

また、申立人夫婦は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は全てその父親に任せていたとしているものの、前述のとおり、申立人夫婦の加入手続は、その父親と同居を開始する前に行われたものとみられる上、申立人夫婦共、昭

和 52 年 9 月から、その父親と同居を開始する 53 年 3 月までの保険料（申立期間①を除く）は現年度納付されているが、一方で、その父親と同居を開始した時期と申立期間②の始期がほぼ一致しているなど、申立人夫婦の父親が、申立人夫婦の保険料を納付していたことをうかがわせる状況は見受けられない。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで

申立期間当時は学習塾などの非常勤講師をしており多忙であったため、国民年金保険料を納付することを忘れていたが、その後、母親に頼んで、未納となっていた申立期間の保険料をまとめて納付してもらった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その当時には納付していなかったため、後日、その母親がまとめて納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月に払い出されていることから、申立期間当時保険料を納付していなかったとする供述に不自然さは無い上、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能である。

さらに、オンライン記録によると、納付日は不明であるものの、申立期間直後の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料についても、過年度保険料として納付されており、申立人が、国民年金加入期間に未納が生じないように保険料を納付している形跡が確認でき、こうした納付状況や、申立期間が短期間であることなどを踏まえると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1515

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

A社の勤務期間のうち、申立期間について厚生年金保険の記録が無い。同社では、昭和58年3月31日まで勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された退職願、及び雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「申立人については、退職願により月末まで勤務していたことは確かであり、当社の保険料控除は当月控除であるため、昭和58年3月分も給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 58 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年9月まで

申立期間における標準報酬月額が、日本年金機構の記録では2万円、事業所から入手した加入履歴では2万4,000円となっている。標準報酬月額に相違があるので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された事業所発行の「退職者の厚生年金保険加入履歴」によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は2万4,000円となっていることが確認できる。

一方、申立人と同日に入社し、業務内容及び勤務形態が同一と推認される同僚から提出された前述の加入履歴においても、申立期間の標準報酬月額は2万4,000円記載とされているが、申立期間の一部に係る給与支払明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、2万2,000円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、2万2,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者

資格取得確認通知書の内容がオンライン記録と一致していることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出がなされ、その結果、社会保険事務所は、申立期間について、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額を、平成16年7月25日は12万円、17年12月25日は18万円、18年7月25日は15万円、同年12月25日は18万円、19年7月25日は15万円、同年12月25日は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成20年7月25日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日
② 平成17年12月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月25日
⑦ 平成20年7月25日

申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間において、事業主

から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は12万円、申立期間②は18万円、申立期間③は15万円、申立期間④は18万円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥は18万円、申立期間⑦は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までについて、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めており、申立期間⑦については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成20年7月25日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年7月25日

申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②について、賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めており、申立期間③については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額を、平成16年7月25日は30万円、17年12月25日、18年7月25日、同年12月25日、19年7月25日及び同年12月25日は20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成20年7月25日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月25日
② 平成17年12月25日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月25日
⑦ 平成20年7月25日

申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は30万円、申

立期間②から⑦までは 20 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までについて、賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めており、申立期間⑦については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1521

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月から 16 年 8 月まで
申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円と極端に下がっている。申立期間における年金記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の平成15年9月における標準報酬月額は28万円と決定されているにもかかわらず、オンライン記録によると、同年9月の定時決定における標準報酬月額は9万8,000円となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る健康保険の報酬月額と上記通知書の「修正平均額」欄に記載されている金額が一致している上、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚について調査したところ、5人の同僚について申立人と同様の処理がされていることから、社会保険事務所は、「修正平均額」欄に記載されている金額を誤って標準報酬月額として記録したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は28万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年2月1日まで

私は、A社を退職するまで継続して勤務をしていたが、同社B工場から同社C工場に転勤した時期の昭和43年12月21日から44年2月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の記録が無いことがわかった。ついては、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳、D企業年金基金が保管している加入者台帳、及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D企業年金基金が保管している加入者台帳における昭和43年12月及び44年1月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を納付している旨供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年6月まで

母親が、町役場で、私の国民年金保険料を納付していないことを相談したところ、2年間は遡れるので、納付したほうがよいと言われた。母親は、その翌日に、町役場の窓口で、教えられた金額をまとめて納付した。私自身も、町役場の窓口で、職員に国民年金の加入を勧められた記憶が有り、国民年金の未加入期間という現在の記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の母親に聴取したものの、申立人の保険料を一括納付したとする時期や納付した月数等についての具体的な記憶は無く、申立期間に係る保険料納付が行われた時期や保険料の納付月数等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年*月の20歳到達を契機として払い出されているが、オンライン記録によると、8年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、21年1月7日に第3号被保険者資格取得に伴い国民年金に再加入するまでの期間は、申立期間を含め、国民年金の未加入期間となっている上、A町の申立人に係る国民年金被保険者記録においても、7年9月26日に国民年金被保険者資格を喪失後、国民年金に再加入した形跡は見当たらないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成元年10月まで
会社を辞めて厚生年金保険を脱退したので、国民年金に加入しなければいけないと思い、加入手続をした。将来のことを考え、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料納付について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、昭和58年9月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付することとなると考えられるところ、A町の当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿をみると、申立期間を含む61年11月30日の国民年金被保険者資格取得に係る届出年月日として「1. 9. 21」と記載されており、当該資格取得手続が平成元年9月21日に行われたことが確認できる。このため、申立期間の保険料については、当該資格取得手続後に遡及して納付しなければならないが、元年9月の時点であっても、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人も保険料を遡及して納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得手続に係る具体的な記憶は無い上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

親から、年金は空いている期間があってはならないと言われ、退職後、すぐに国民年金に加入した。国民健康保険証を取得すると、強制的に国民年金にも加入するよう言われ、国民年金に加入し、国民年金保険料は母親が納付してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとするその母親も他界しているほか、申立人に聴取しても、国民年金加入手続についての具体的な記憶も無く、国民年金加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成 4 年 3 月に払い出されたものとみられる上、申立人は、当該記号番号により同年 2 月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

経済的な理由から、私が20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請手続を同時にしてくれた。母親は、それ以前にも兄の保険料について同様に免除申請手続を行っており、兄については正しく申請免除期間となっているのに、私について、申立期間が申請免除期間ではなく未納期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が、国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、申立人の母親は、平成4年1月に、申立人が20歳に到達したことを契機として、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を同時に行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されたものであり、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、同年4月から同年6月にかけて払い出されたものとみられるところ、同年4月の時点で免除申請手続を行った場合であっても、制度上、申立期間のうち同年1月及び同年2月は遡及して保険料の免除申請を適用することができない期間となる上、同年5月以降は、申立期間に係る保険料の免除申請手続を行うことはできない。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、ほかに国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月まで
申立期間当時、私は大学生であったため、自分では国民年金保険料を納付していなかったが、父親が私の国民年金加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずなので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間について、申立人は、自身の住民登録の異動状況については分からないとしているものの、戸籍の附票及びA市の住民票から、昭和 62 年 3 月 2 日以降は同市に住民登録を有していることが確認でき、それ以前の期間についても、申立人の説明等から、B市、A市、C市又はD市に住民登録を有していた可能性がうかがわれるが、いずれの市においても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1523

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A事業所でアルバイトとして働いており、申立期間②については、同事業所で昭和 38 年 4 月 1 日付けで臨時補充員として採用となった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の人事記録を保管しているB社C支店から提出のあった在職証明書から、昭和 38 年 1 月 26 日から同年 3 月 25 日までの期間、臨時雇用としてA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、事業所名簿及びオンライン記録から、昭和 37 年 10 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち同日から 38 年 4 月 1 日まで、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の後継事業所であるB社D支店に申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「関係書類の保存期間経過により、当時の資料が残っておらず、資格取得、喪失の届出及び保険料の納付については不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人から提出された昭和 38 年 4 月 1 日付けB社人事異動通知書に、「臨時補充員を命ずる 「E職」 F課勤務を命ずる 任期は昭和 38 年 9 月 30 日までとする」と記載されていることから、A事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、事業所名簿及びオンライン記録から、A事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和38年5月1日であり、申立期間②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社D支店に申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立期間①同様、資格取得、喪失の届出及び保険料の納付についても不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 28 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 2 月 2 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）C工場からD工場に転勤した時であり、標準報酬月額の記録が減額されている。申立期間②については、E社に勤務していた時の標準報酬月額の記録が9万8,000円になっているが、16万円だったはずである。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額と、申立期間①及び②当時に支給されていた給与とが相違していると申し立てている。

しかし、申立期間①について、B社から提出のあった「標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の標準報酬月額は1万4,000円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①の直前まで勤務していたA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に資格喪失した複数の同僚の申立期間①に係る標準報酬月額を調査したところ、申立人と同じく転勤先で減額されていることが確認でき、申立人のみ減額されたという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認でき、当該同僚との間に特段の差異は見られない。

さらに、申立人から氏名が挙げられた同僚に照会したところ、「転勤した時に給与が下がったのは、当時、地域手当がC工場とD工場では違っていたからだ」と記憶している。」と供述している。

このほか、申立期間①について標準報酬月額に誤りがあることをうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額についてE社に照会したところ、「申立人の申立期間②における標準報酬月額は、試用期間のため定額の9万8,000円で申請したと思う。試用期間は3か月である。」との回答があった。

また、申立人の申立期間②の前後に資格取得した複数の同僚について、資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、1人を除いて申立人と同額又は申立人より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間②について標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1525

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月頃から 39 年 7 月頃まで

私は、昭和 33 年 8 月に A 社に入社し、倒産するまで勤務した。途中、会社は C 市から D 市に移転したが、勤務は継続していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、当時の A 社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A 社は昭和 39 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元取締役も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和 34 年 12 月 4 日から 35 年 1 月 31 日までの期間については、D 社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 5 日から同年 8 月 22 日まで
私は昭和 46 年 4 月頃から A 市の創立間もない B 社（店名は不明）に勤務した。長女が誕生してすぐだったので、健康保険証があったことを記憶しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している B 社の所在地及び営業区域と、同社 C 店から営業区域を引き継いだとする同業者の回答が一致していることから、申立人が同社 C 店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間において事業所に常時使用されていた者は申立人のみであったと供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがわれる上、オンライン記録によると、B 社 C 店は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、B 社 C 店の元事業主夫婦及びその息子は他界しているため、その息子の妻に照会したところ、「B 社 C 店は、義父母が始めたが、義父母も夫も亡くなった。当時のことは分からないが、昭和 53 年に私が嫁いで来た時には、皆、国民年金と国民健康保険に入っていた。従業員も少なく、専業の人が一人と学生アルバイトがいた。」と回答している。

さらに、B 社 C 店の元事業主夫婦の年金記録を調査したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1527

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 6 日から 63 年 5 月 1 日まで
② 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 6 月 26 日まで

申立期間①のA社では、手取りで毎月 25 万円から 28 万円くらい、申立期間②のB社では、毎月手取りで 23 万円から 25 万円くらいの給与を受け取っていた。年金事務所の記録には納得できないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額と、申立期間当時に支給されていた給与額が相違していると申し立てている。

しかし、申立期間①についてA社の元役員に照会したところ、関連資料は無いとの回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、オンライン記録で同時期にA社において厚生年金保険被保険者であった者のうち、申立人が氏名を挙げた同僚から、「出来高報酬だったので、基本給のみで申告されていたのではないかと思う。」旨の供述が得られた。

さらに、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

申立期間②についてB社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同事業所の元役員に照会したところ、「当時の事業主は他界しており、労務管理は労務士に任せていた。」との回答があり、当該労務士より提出された標準報酬決定通知書等の資料を確認したところ、申立

人の標準報酬月額がオンライン記録とも一致しており、また、オンライン記録では、遡って標準報酬月額の訂正は行われていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年10月23日まで
② 昭和21年4月1日から26年3月31日まで

私は、昭和14年には既にA社で働いており、係長まで昇進した。私が事業を興すまでは同社に勤務していたので、半年しか厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和22年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同事業所の閉鎖登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は他界しておりA社における同僚の氏名も不明であることから、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚6人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、A社の同僚9人が申立人と同時に厚生年金保険記号番号を取得していることが確認できることから不審な点は見当たらない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない上、申立人の厚

生年金保険被保険者台帳においても、同社の資格取得日は昭和 20 年 10 月 23 日、資格喪失日は 21 年 4 月 1 日と記録されており、これは、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1529

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から40年1月4日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間にA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年11月1日以前は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和40年1月4日資格取得、同年3月4日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1530

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで

A社における平成 7 年 4 月から 8 年 1 月までの標準報酬月額が 41 万円と記録されているが、申立期間当時、幹部は年俸制であり、年俸額は 720 万円であった。申立期間においては毎月 60 万円の給与が、40 万円と 20 万円の二回にわけて支給されていたが、40 万円分の給与明細書は残っていたが、20 万円分の給与明細書は探しても見当たらなかった。平成 7 年の年俸通知書にあるとおり年俸額は 720 万円であり、銀行の振込明細を見ても、毎月 2 回、給与が振り込まれているのは間違いない。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成 7 年 1 月 17 日付けの年俸通知書によると、申立人の同年の年俸額は 720 万円、月額 60 万円と記載されていることが確認できる上、申立人の取引銀行の流動性預金元帳によると、同年 2 月から同年 10 月までは、「給与」（金額は給与明細書と一致）と、それ以外の「振込」（給与明細書無し）に分けて、A社の親会社であるB社から振込がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成 7 年 5 月から 8 月までの給与支

給明細書に記載されている報酬額と厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 41 万円に相当する金額であることが確認できる上、申立人は「40 万円の給与明細書は残っていたが、20 万円の給与明細書は持っていない。この 20 万円の給与から、厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていない。」と供述しており、給与以外に毎月振り込まれている振込額について、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認することはできなかった。

また、A社は平成8年10月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の元代表取締役等に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

さらに、申立書に記載されている申立期間当時の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、企業年金連合会から提出された申立人の中脱記録照会によると、申立人に係る厚生年金基金の申立期間における標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 21 日から 60 年 2 月 11 日まで

私は、申立期間にA社で勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からないが、もし、加入していなければその期間は国民年金に加入するはずであり、厚生年金保険が抜けているのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により判明した申立期間当時の複数の役員に照会したところ、そのうちの一人は、「A社は既に閉鎖しており、当時の社長も他界している。申立人に覚えが無く、名簿にも載っていないのでアルバイトか臨時の社員でなかったかと思う。会社自体、厚生年金保険には加入していなかった。私も、同社で働いていたが、ずっと国民年金に加入していた。」と供述している上、上記役員5人の記録を調査したところ、全員が同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。